税務調査の連絡

最近お客様から税務署から電話が来たという連絡が多くなりました。

そして、私たちの事務所でも、税務署からの調査開始の連絡電話が長くなりました。

それは、民主党政権時代に法律が変わり納税者の権利を尊重するために調査の内容そのものは変わらないのですが、形式的な面で変更が行われた為です。

具体的には調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを細かく納税者 (税務調査の対象者)に説明することになったからです。納税者への調査開始時の通知と調 査終了時の結果説明に時間を使うことになりました。

① 通知方法と対応方法

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

お客様のように会計事務所に委任されている場合は、従来はまず顧問税理士に税務調査の 連絡がいき、顧問税理士を通じ納税者と日程調整を行っていました。

ところが、改正後は税務署から直接納税者へ連絡がいくことになったのです。そして、調査の場所、日時等を直接知る事になりました。

当然、お客様は大変ビックリしてしまいます。税務署から連絡があった際、納税者は慌てずに税務署に対して調査に来る事は承知した、ただし日程等は立ち会う税理士のスケジュールもあるので、日程等詳しい事は税理士と対応して下さいと言うのが一番妥当なやり方だと考えています。是非そのように対応して頂きたいと思っています。

② 結果説明

調査の結果、税務署が修正申告や期限後申告の必要があると判断した場合、原則として納税者に直接、口頭で具体的に説明することになっています。修正事項等が無い場合はその旨を文書で出す事になりました。

ただし、納税者の同意があれば、顧問税理士に対して具体的な説明は行ってくださいと言ってもいいことになっています。調査の内容そのものは変わりません。

以上のとおり、「今後税務署が調査に入る場合は、原則納税者に直接コンタクトを取る」という事はルール化されました。調査の始まりも終わりも、納税者、となったことをご理解ください。調査そのものは変わらないのですから形式的ですよね・・・。

これが納税者の権利を守ることにどう繋がるのかはよく分かりません。税理士会で、納税者憲章を作れといって、税理士会の政治的な働きかけの成果だそうです。そうは言っても、 税務署からの電話は嫌ですね・・・。

社会保障制度は持続可能か?

消費税の引上げは日本の財政再建というよりも、日本の財政が破綻する事を延ばすという 意味合いが強いことはご承知の通りです。

その財政が破綻するだろうと思われているのは社会保障の負担が重くなる一方のためです。 国も社会保障制度改革国民会議をもとに年金や医療など社会保障分野の改革を盛り込んだ報 告書案を公表しました。

ただし、この社会保障の改革は単に所得の高い人への給付を減らし、所得が低い人へ重点 的に給付するという形での全体の増加のペースを抑える方向での話だけであり、抜本的に年 金や医療の負担額を減らす事は困難であると考えられます。

日本の年金制度や医療制度は個人が老後の為に資金を積み立ててそれを年金や医療費という形で受給するという個人完結型ではなく、あくまでも下の若い世代が上のお年寄りの世代を私的に扶養するという家制度の考えに基づいて制度が設計されており、高齢者の人数が増えれば若年層の負担は際限なく増えていく仕組みになっています。

しかも、報告書では子供が親を扶養するという私的扶養を社会化したものが社会保障制度であると明言しております。今後も、負担額を若い世代から更に巻き上げる(若い世代を貧しくする)方向は変わりません。

そういえば、山口県で64歳の若者(その集落では若者)が70代の老人を何人も殺害した という事件がありましたが、何か示唆的なものを感じました。

ちなみに、社会保障制度が実際に実施されましたのは1961 (昭和36) 年、このときに皆健 康保険制度、皆年金制度という形で医療制度、年金制度も導入されました。

単純にいえば、平均年齢の伸びに社会保障制度が追い付いていないという事が根本的な問題なのです。平均寿命の伸びに比べ定年は5歳しか伸びていません。ほとんど無理でしょう。

	平均寿命	
	男性	女 性
1960 (昭和 35) 年	65	70
1970 (昭和 45) 年	69	75
1980 (昭和 55) 年	73	79
1990(平成2)年	76	82
2000(平成 12)年	78	85
2010(平成 22)年	80	86